

監査結果報告書

平成30年10～12月度

千早赤阪村監査委員

1. 監査対象

定期監査（地方自治法第 199 条第 1 項、第 4 項）：住民課
健康福祉課
観光・産業振興課

財政援助団体等監査（地方自治法第 199 条第 7 項）：健康福祉課
観光・産業振興課

2. 監査期間

月 日	監査対象課
平成 30 年 10 月 12 日（金）	住民課
平成 30 年 10 月 19 日（金）	健康福祉課
平成 30 年 11 月 9 日（金）	健康福祉課
平成 30 年 11 月 16 日（金）	健康福祉課
平成 30 年 12 月 13 日（木）	観光・産業振興課
平成 30 年 12 月 21 日（金）	観光・産業振興課

3. 監査の対象事務

定期監査

- ・住民課における平成 28 年度、平成 29 年度の随意契約に関する事務の執行について
- ・健康福祉課における平成 28 年度、平成 29 年度の随意契約に関する事務の執行について
- ・観光・産業振興課における平成 28 年度、平成 29 年度の随意契約に関する事務の執行について

財政援助団体等監査

- ・健康福祉課：・いきいきサロンやまゆり、いきいきサロンくすのきの指定管理の契約等について
・国民健康保険診療所の指定管理の契約等について
- ・観光・産業振興課：香楠荘、金剛山ロープウェイの指定管理の契約等について

4. 監査の着眼点

監査対象の事務の執行が、関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、下記項目について検証した。

1. 支出に係る事務は関係法令等に基づき、適正に執行されているか。

2. 契約に係る事務は関係法令等に基づき、適正に執行されているか。
3. 文書管理は関係法令等に基づき、適正に執行されているか。

5. 監査の方法

監査対象課から関係資料、証拠書類の提出を求め、照会調査するとともに、必要に応じて関係職員から事情を聴取し、監査を実施した。

6. 監査の結果

監査の結果、概ね適正に執行されているものと認められたが、指定管理の契約において、協定書どおりの事務の執行が行われていないものが一部見受けられた。以下に指摘した検討又は改善を要する事項については必要な措置を講じ、適正な事務の執行に努めること。

なお、検討又は改善を要する事項について必要な措置を講じられた場合には、その旨を通知すること。

〈検討又は改善を要する事項〉

定期監査指摘事項

【住民課】

- 1 廃棄物の処理に関する随意契約について
 - ・仕様書に係る村の積算金額が作成されていない。また契約保証金免除申請が提出されているが、免除する決裁がとられていない。正しい事務手続きの執行に努めること。
- 2 人権啓発カレンダー印刷製本業務について
 - ・村が作成した仕様書にカレンダーのページ数が書かれていない。正しい仕様書を作成し、見積の徴取を行うこと。
- 3 戸籍総合システム・ブックレス保守サービス業務委託契約について
 - ・契約する前に業務委託する業務の必要性と業務を委託する決裁がとられていない。また、条例の主旨にあう内容であれば、長期継続契約を実施してはどうか。

【健康福祉課】

- 1 アコーディオンスクリーン備品購入費について
 - ・平成 29 年 1 月 6 日支払分のアコーディオンスクリーン備品購入費について 2 者から見積徴取しているが、結果通知書が作成されていない。また、見積徴取後の購入業務契約締結の起案がされていない。
- 2 電動自転車備品購入費について
 - ・平成 29 年 7 月 27 日支払分の電動自転車備品購入費について、他業者の調査が

されていない。また、起案に購入の必要性も記載されていないため記載すること。

- 3 コミュニティソーシャルワーカー委託料について
 - ・契約書の9条に毎月、事業の実績報告を行うことと記載されているが、毎月の報告がされていない。毎月の報告をさせ、事業内容を確認すること。要綱、契約書に基づいた処理を行うこと。
 - ・コミュニティソーシャルワーカー委託料を年2回支払っているが、契約書に支払方法の記載がない。支払方法を契約書に記載すること。
 - ・コミュニティソーシャルワーカー委託料の業務仕様書が作成されていない。
- 4 地域福祉計画策定業務について
 - ・プロポーザルを行い業者を決定しているが、①審査員の決定する決裁がとられていない、②審査手続を決めていない、③評価の基準を決めた決裁がとられていない。
- 5 地域子育て支援センター事業について
 - ・地域子育て支援センター事業の要綱では、社会福祉法人、NPO、民間事業者を事業実施の対象としているが決裁文書には現在の社会福祉法人の決定だけを記載している。公募したが他の事業者の応募がなかったのか、事業内容を実施できる事業者がその事業者しかないのであれば、事業実施者決定の決裁文書にその旨を記載すること。
 - ・地域子育て支援センター事業の受託者は、基本計画を立案し村長の承諾を得ること、また、利用状況を毎月報告することとあるが、基本計画についての村長が承諾した決裁をとっていない。受託者から毎月、利用状況報告書が提出されていない。
- 6 野外活動センター土質調査について
 - ・業者の見積金額と村の設計金額が作成日も金額も同じであると共に、契約金額も同額である。随意契約の業者選定と契約金額の経過について起案書で記載すべきである。

【観光・産業振興課】

- 1 農地台帳システム保守料の契約書について
 - ・書面に委託者、受託者がどちらになるかという情報が記載されていない。
 - ・年2回の保守業務を行うことになっているが、実施日や内容、確認者等の情報が記録されていない。
- 2 バイオトイレ周辺清掃業務委託について
 - ・毎月の報告書、及び担当者の確認の印鑑がない。
 - ・毎月水曜日に清掃を実施することになっているが、平成28年6月は木曜日に実

- 施しており、その変更届が提出されていない。
- ・年の最後には1年間の業務報告書の提出を求めた方が良い。また、草刈については実施前、実施後の確認、清掃については毎回の実施記録を確認すること。
 - ・随契理由書の理由部分が一部訂正されているが、誰が訂正を行ったのかという記録がない。
- 3 有害鳥獣駆除委託について
- ・平成28年度における有害鳥獣駆除委託の契約書に収入印紙が貼られていない。
 - ・有害鳥獣駆除の契約書に書かれている駆除日数は130日となっているが、実績報告書添付されている資料の駆除日数は120日となっており、一致していない。
- 4 奉建塔周辺景観向上事業について
- ・完了報告及び実績報告を村が確認した記録がない。また、提出された事業計画は簡易決裁で処理されており、村が承認したという記録がない。提出された実績報告が、当初の事業計画通りとなっているかを確認すること。
- 5 大阪府自然公園施設の清掃業務について
- ・平成28年度における大阪府自然公園施設の清掃業務において、仕様書では事業実施後に写真付の報告書を提出させることになっているが、提出されていない。
- 6 奥河内観光事業について
- ・観光協会から実施計画書が提出されていない。また事業報告において、写真コンクール、カレンダー作成等の業務が書かれているが、いつ、どこで、何をしたのかというイベントの詳細や物品の発注内容が記載されていない。補助金ではなく業務委託なので、きちんと業務が実施されたのかを確認すること。
 - ・一部の起案用紙に決裁日、施行日が記入されていないものが見られる。
- 7 花いっぱい事業に伴う管理業務について
- ・平成28年度における花いっぱい事業に伴う管理業務において、村内において雑草が繁茂している箇所もあることから、草刈りの定期的な実施についても計画してはどうか。
- 8 地域グルメ・お土産開発事業について
- ・観光協会から実施計画書が提出されていない。また、事業報告は費用についてしか書かれておらず、どのような事業をいつ、どこで、どのように実施したのかという情報がない。
 - ・変更契約が行われているが、変更理由が「未利用金が生じたため」となっている。事業を委託しているのであれば、変更した事業の内容を記載すべき。また、「受託金」と書かれているが、村からみれば委託なので「委託金」となる。記載方法に注意すること。
- 9 林道災害復旧事業設計業務について
- ・平成29年度林道災害復旧事業設計業務その2において、契約締結の決裁から始

まっており、業務を実施してよいか、という起工伺いが作成されていない。災害のため緊急であったとのことだが、そうであれば合わせ決裁として処理し、その旨を記載すること。

10 金剛山ロープウェイ専用水道膜ろ過設備設置外改修工事監理業務について

- ・平成 29 年度金剛山特別会計における金剛山ロープウェイ専用水道膜ろ過設備設置外改修工事監理業務において、起工伺いが作成されていない。

財政援助団体等監査

【健康福祉課】

- 1 いきいきサロンやまゆり、いきいきサロンくすのきの指定管理の契約等について
 - ・債務負担行為を起しているが基本協定には、3年間の指定管理料額の記載がない。基本協定に、3年間の指定管理期間の指定管理料の金額を記載すること。
 - ・基本協定には、支払いについて「年度協定」に定めると規定されているが、支払回数などの支払い方法が定められていない。
 - ・千早赤阪村立いきいきサロン設置条例第10条に指定管理者の指定等の公告について規定されているが、指定する際に公告がされていない。
 - ・使用料の減免についての報告がされていない。事業報告時に報告させること。
 - ・ボランティア喫茶として使用させることは目的外使用になるので、指定管理者では出来ない。目的外使用許可は村長の権限である。
 - ・指定管理者から計画書及び仕様書のとおり事業を実施したかを確認できる事業報告の提出を求め、審査及び評価を行い村長の決裁をとること。
 - ・指定管理者において、管理人をシルバー人材センターと契約し、派遣を受けているが、国の通知（H15.7.17付）によると、選定する際の基準の一つに「事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること」と有り、国の通知を遵守すること。
 - ・部屋の使用可能回数と実使用回数とを比較し、稼働率が低いようであれば利用者を増やす努力を促してはどうか。
 - ・いきいきサロン利用者のアンケートを行い、住民ニーズを調査し、施設の効用を最大限に発揮する事業計画を立てる時の参考にしてはどうか。
- 2 国民健康保険診療所の指定管理の契約等について
 - ・診療所の赤字分を補填しているが、診察料を村の収入とし、人件費等の経費のみを払うこととすれば赤字補填をしなくてもすむのではないか。より良い仕組みについて再考すること。
 - ・事業計画では午前中の診察時間は11時30分までとなっているが、条例施行規則では診察時間は12時までとなっている。受付時間が11時30分までとのことだが、そうであれば分かるようにその旨を記載すること。

- ・協定書に運営交付金に関する金額が書かれていない。覚書で金額を定めているとのことだが、協定書においても1年1700万円の5ヶ年分を運営交付金の上限とすると具体的に明記した方が良いのではないか。
- ・指定管理の申請の際に提出された事業計画書しかなく、平成29年度に実際に協定を結ぶ際に提出されるべき5ヶ年の事業計画書が提出されていない。事業計画書の提出を受けて、村長の承認決裁をとること（協定書第8条）。
- ・運営補助金の交付要綱を作成し、補助金の申請を受け付けているが、協定書を結んでいるならば申請の手続きは必要ないのではないか。補助金ではなく、管理、運営を委託するという意味で委託料として支払うべきではないのか。再度検討すること。
- ・指定管理者選定委員会規則とそれに準じた選定委員会設置要綱を制定しているが、要綱内に国民健康保険診療所の指定管理に関する選定委員会である旨が記載されていない。また、委員長からの意見書が村長に提出されていない。
- ・電気代は保健センターと診療所で面積の割合で按分して支払うことになっているが、基本料は按分せずに保健センターが払うこととなっている。どのような取り決めとなっているのか再度確認すること。また、消耗品や修繕費を村が一部負担しているが、どこまでを村が負担することになっているのか、再度協定の内容について審議すること。
- ・委託料として千早地区の落ち葉の清掃を依頼しているが、契約書等が交わされていない。手続きとして契約書や請書を交わしておくこと。
- ・国民健康保険診療施設運営協議会の分担金を村が支払っているが、村の直営でないならば加入を辞めてはどうか。もしくは村ではなく、指定管理者に加入してもらえば良いのではないか。メリット、デメリットを考慮し、方針を再考すること。
- ・条例第15条第3項において、指定管理者から提示された利用料金の額を村長が承認しなければならないと規定されているが、診断書料等の額を村長が承認したという決裁がない。
- ・条例16条において減免の規定があるが、減免の基準が作成されていない。
- ・条例第2条第3号において、「国民健康保険診療所及び保健施設に関する研究を行い、国民健康保険の健全な運営に貢献すること。」とあるが、研究の実施内容が不明瞭である。事業報告の際に、この研究の実施状況についても報告を求めているかどうか。
- ・平成28年に指定管理者が変更となっているが、その際の公文書の引継の記録がない。経理の帳簿やカルテなどの公文書の引継は、村が立ち会いを実施し、引継書類として記録を残すこと。
- ・損益計算書に記載されている本部経費600万円の支払い根拠が不明瞭である。対収益で26%の負担となっており、見直しの必要がある。

- ・貸借対照表に記載されている借入金 120 万円と 1,880 万円の明細が無く、内容が不明である。詳しい計算書を貰い、内容の詳細を確認すること。
- ・医師住宅の家賃として協会が支払った平成 29 年 4 月から 11 月までの 133 万円の明細がない。内容の詳細を確認すること。
- ・協定書第 22 条で実績報告書の把握と評価をするという規定になっている。毎月の報告は提出されているが、その内容を評価した決裁が無い。また、毎年の報告書は簡易決裁で処理されており、評価が実施されていない。事業計画と実績報告の内容を比較し、計画通りになっていない場合は、改善を求めるべきである（協定書第 21 条、第 22 条、第 23 条）。
- ・決算書には 3 月までの診療収入が記載されているが、2 ヶ月遅れで入ってくる個人負担分以外の収入の額も反映されている。3 月末で締めた場合、4 月、5 月に入るべき額は未収金として計上されるものではないか。2 ヶ月遅れの収入がどのように計上されているのか確認すること。

【観光・産業振興課】

- 1 香楠荘、金剛山ロープウェイの指定管理の契約等について
 - ・香楠荘、金剛山ロープウェイの指定管理に関し、平成 28 年度に行うべき債務負担行為が行われていない。
 - ・協定書第 4 条第 2 項第 3 号において、業務内容は「乗車券の交付及び改札に関すること」となっているが、村の金剛山ロープウェイ条例第 7 条第 4 号には「乗車券の販売及び改札に関する業務」を行うことと規定されている。協定書においても販売の業務を規定すること。
 - ・協定書第 6 条において、利用料金は指定管理者が条例の範囲内において定めるものとし、改定については事前に村の承認を受けることとなっているが、指定管理者と村で利用料金について定めた書類が作成されていない。
 - ・協定書第 7 条第 2 項において、利用者の増加に寄与する事業を実施した場合は、指定管理者が収受した事業収入については村と協議のうえ、村に納付することとなっているが、協議した書類が作成されていない。
 - ・協定書第 8 条第 3 項において、維持管理については 1 件 130 万円未満の工事並びに単品 80 万円未満の機器等の購入及び修繕に関するもの以外の維持管理については村と大阪府が協議して実施することとなっているが、協議した内容に関する書類が作成されていない。
 - ・協定書第 17 条において、指定管理者は業務の事業計画書を、当該年度の前年度の 1 月 31 日までに提出することになっているが、提出されていない。
 - ・協定書第 18 条において、指定管理者は毎月の利用状況及び売上状況について月例報告書を作成し、翌月 10 日までに提出することになっているが、提出さ

れていない。また、香楠荘の仕様書において、月例報告書は様式第1号の書式で作成することになっているが、様式が定められていない。

- ・協定書第19条において、指定管理者は年度終了後30日以内に業務の実績報告書を提出することになっているが、提出されていない。
- ・仕様書のP2、1総則、(7)において、指定管理者が点検や清掃などの業務を第三者に再委託する場合は、事前に村と協議し、再委託先との契約書及び業務仕様書の写しを提出することとなっているが、提出されていない。
- ・仕様書のP2、1総則、(4)④、⑤において香楠荘賃借料の支払いについての規定があるが、賃貸借契約を交わしているのか。契約しているのであればその内容を確認すること。
- ・仕様書のP3、2広告、宣伝活動、(1)③において、指定管理者が観光施設の広告を行った際は、その都度村に報告することとなっているが、報告されていない。
- ・仕様書のP17「2業務内容」において(4)の項目が抜けている。また、(8)に報告書等の提出とあるが、協定書に規定している報告書以外に提出するものがあるのか確認すること。
- ・仕様書のP18「6利用料金の収受」において、利用料金を定めた際は公表をすることになっているが、公表がされていない。また、協定書第24条第2項の内容に準ずることと記載されているが、協定書第24条は反社会的勢力に関する表明についての項目であり、内容が一致しない。
- ・仕様書のP18「8報告書等の提出」(2)において、項目には事業計画書と記載されているが、内容は事業報告書についてが記載されている。また、毎年度終了後45日以内に提出することとなっているが、協定書第19条では年度終了後30日以内に提出することとなっており、内容が一致していない。
- ・協定書と仕様書が別冊になっており、割印や互いの印鑑が押されていない。仕様書が勝手に改定されてしまう恐れもあるので、割り印等を押したものを保管すること。
- ・今後、売上の状況が改善されないのであれば、客室の使用状況や食材の仕入状況等を確認し、村から経営の改善を要望してはどうか。
- ・平成28年度における特別会計の決算概要調書に記載されている香楠荘の宿泊収入と食堂収入の売上高と実績報告書の額が一致しない。
- ・平成30年10月度、11月度におけるロープウェイ利用状況及び売上状況について歳入予算整理簿及び月例報告書を調査したところ、両月とも予算整理簿と入金金額に誤差が生じている。集金日枚の日報集計と予算整理簿の入力時に細心の注意を払い、相異が無いように対策を講じること。